

# 日本大学校友会会則

平成14年7月14日制定  
令和5年7月31日改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、日本大学校友会（以下校友会という）と称する。

(目 的)

第2条 校友会は、会員相互の親睦と福利増進を図り、自立・自助の精神に則り学校法人日本大学との共生組織体としての機能を発揮し、母校の興隆発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 校友会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 桜門会館の管理運営に関する事項
- ② 会報誌の発行及び各種出版物の刊行に関する事項
- ③ 全国校友大会、各種研究会、研修会、講演会等の開催に関する事項
- ④ 会員相互の福利厚生等に関する事項
- ⑤ 校友子女選抜の特別優待生制度に関する事項
- ⑥ 都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会への補助に関する事項
- ⑦ 学部別部会への還付金の補助に関する事項
- ⑧ 日本大学への寄付等支援に関する事項
- ⑨ 国際交流事業に関する事項
- ⑩ 日本大学から諮問を受けた事項の答申及び意見具申に関する事項
- ⑪ 日本大学教職員の教育・文化活動への奨励及び助成に関する事項
- ⑫ 日本大学学生等の募集及び就職活動への支援に関する事項
- ⑬ 準会員の奨学事業に関する事項
- ⑭ 準会員の学業、体育及び文化活動への助成に関する事項
- ⑮ 準会員の福利厚生に関する事項
- ⑯ 準会員の診療費助成制度に関する事項
- ⑰ その他校友会が必要と認めた事項

(本部事務局及び支部等)

第4条 校友会本部事務局を、日本大学本部内に置く。

2 支部及び桜門会の設置等については別に定める。

## 第2章 会 員

(会員資格)

第5条 校友会の会員は、次のとおりとする。

- ① 会 員 学校法人日本大学寄附行為施行規則第7条に定める学校を卒業又は修了した者
- ② 正会員（個人） 学校法人日本大学寄附行為施行規則第7条に定める学校を卒業又は修了後年会費を納める者
- ③ 正会員（団体） 日本大学校友会傘下組織体（都道府県支部・学部別部会・職域別部会・桜門会等）
- ④ 準 会 員 日本大学校友会会則第40条第1項・第2項に該当する者
- ⑤ 特 別 会 員 日本大学校友会特別会員規程により推薦された者
- ⑥ 推 薦 会 員 日本大学校友会推薦会員規程により推薦された者
- ⑦ 賛 助 会 員 日本大学校友会賛助会員規程により推薦された者

2 会員は、卒業学部にも所属し、居住地又は職域の支部等に重複して所属することができる。

## 第3章 名誉会長・名誉顧問

(名誉会長・名誉顧問)

第6条 校友会に名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、日本大学学長とする。

3 名誉顧問は、校友会に功績のあるものを、会長が委嘱する。

## 第4章 役 員

(役員構成)

第7条 校友会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 21名以内
- ③ 監 事 若干名
- ④ 支部長・部会長委員 87名

⑤ 委 員 180名以内

2 校友会役員は、正会員のうちから選出する。

(役員会費)

第8条 役員は、別に定めるところにより年会費を納入しなければならない。

2 会費未納者は、校友会の役員に就任することができない。

(会長等の選任)

第9条 会長は、別に定める選考委員会の議を経て役員総会で選任する。

2 副会長は別に定める規程により選出する。

(監事の選出)

第10条 監事は、役員総会において正会員のうちから選出する。

(本部長の任命)

第11条 校友会に本部長を置くことができる。

2 本部長は、会長が必要であると認めたときに、会長が任命する。

(委員の選出)

第12条 委員の選出は、別に定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし満80歳をもって定年とする。

2 補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項にかかわらず、会長が特に必要と認めたときは、執行部会の議を経て、定年を延長することができる。

## 第5章 顧問・参与

(顧問・参与の選任及び職務)

第14条 校友会に顧問・参与を若干名置くことができる。任期は1年間とする。

2 顧問・参与は、会長が指名する。

3 顧問・参与は、役員総会に出席し、意見を述べるができる。

4 顧問・参与は、校友会の重要な事項について会長の諮問に答える。

## 第6章 役員職務

(会長の職務)

第15条 会長は、校友会を代表し、会務を総理する。

(副会長の職務)

第16条 校友会の目的を遂行するために会長は、副会長に総務・財務・企画・広報・組織・スポーツ振興等の事項を分掌させることができる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の命を受け、所管の業務を遂行する。

3 副会長は、会長の承認を得て、各分掌された事項を審議するため、委員会を設置することができる。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときには、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理又は代行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、会計及び財務並びに会務について監査し、その結果を役員総会に報告する。

2 監事は、支部長・部会長会、会長・副会長会及び執行部会に出席し、意見を述べることができる。

(本部長の職務)

第18条 本部長は、校友会の各会議に出席し、意見を述べることができる。

(支部長・部会長委員の職務)

第19条 支部長・部会長委員は、総会及び支部長・部会長会に出席し、会務の運営に必要な事項を審議する。

(委員の職務)

第20条 委員は、役員総会に出席し、会務に必要な事項について審議する。

## 第7章 会 議

(会議の種類)

第21条 会議は、役員総会、支部長・部会長会、会長・副会長会、執行部会とし、会長がこれを招集して議長となる。

(役員総会)

第22条 役員総会は、年1回定時総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 役員総会は、事業計画案、収支決算及び収支予算案等の承認並びに会則及び規程等の制定・改廃その他必要な事項について審議決定する。

3 役員総会の招集については、総会期日の2週間前に、会議の目的・日時・場所等を通知しなければならない。

4 都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会から役員総会に議題を提案しようとする

る場合は、あらかじめ校友会本部事務局に指定した期日までに会議に付議すべき事項等を記載した必要書類を提出し、支部長・部会長会の議を経なければならない。

(支部長・部会長会)

第23条 支部長・部会長会は、会長、副会長及び支部長・部会長委員をもって構成し、必要に応じて開くことができる。

2 支部長・部会長会は、役員総会の準備その他校友会の会務の運営に必要な事項を審議する。ただし、臨時役員総会の開催に当たり緊急を要する場合は、次条に定める会長・副会長会の審議をもって代えることができる。

(会長・副会長会)

第24条 会長・副会長会は、会長及び副会長で構成し、会務の円滑な運営において重要な事項を審議する。

2 会長・副会長会は必要に応じて開くことができる。

(執行部会)

第25条 執行部会は、会長及び会長が指名した副会長若干名で構成し、校友会通常業務の範囲に限り、これを決定し執行することができる。

2 執行部会は、原則として毎月1回開催とし、必要に応じ開くことができる。

(会議の議決)

第26条 会議は構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

2 委任事項を明示した書面をもって議長に委任した者は出席者とみなす。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第8章 運営委員会

(運営委員会)

第27条 校友会に、会長の指示の下に各種運営委員会（以下委員会という）を置くことができる。

2 委員会は、副会長を委員長とし、校友会の運営に必要な事項を協議する。

3 委員会は、委員若干名をもって組織する。

4 委員会の委員は、会員のうちから委員長の意見を聴き会長が委嘱する。

5 委員会は、委員長が招集し議長となる。

6 会長は、随時委員会に出席することができる。

7 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

8 会長は必要があると認めた場合、執行部会の議を経て、特別委員会を置くことができる。

## 第9章 資産及び会計

### (資産)

第28条 校友会の資産は、固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべて校友会の資産とする。

- ① 資産から生ずる果実
- ② 正会員年会費収入
- ③ 準会員年会費収入
- ④ 役員年会費収入
- ⑤ 寄付金
- ⑥ 校友会の都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会からの会費
- ⑦ その他の収入

### (資産処分の制限)

第29条 固定資産及び流動資産の処分については、役員総会の決議を要する。

### (資産の管理)

第30条 校友会の資産は、会長が管理し、銀行等の定期預金にするなど、安全確実な方法により管理するものとする。

2 資産管理の責任は、校友会本部事務局長がその任にあたる。

### (経費)

第31条 校友会の経費は、第28条第2項各号の収入をもって充てる。

### (会計)

第32条 校友会の会計は、一般会計をもって表示する。

### (予算)

第33条 予算は、支部長・部会長会の承認を得て、役員総会の議を経なければならない。

2 予算に著しい変更がある場合には、前項を準用し、補正するものとする。

### (決算)

第34条 決算は、会計年度終了後、4か月以内に行い、これについて監事の意見を求めるものとする。

2 次の各号に定める第3条第7号の還付金の助成については、毎年度の5月末日までに本部校友会に報告するものとする。

- ① 還付金に係る事業報告書
- ② 還付金に係る収支報告書
- ③ その他校友会が必要と認めた事項

3 決算は、支部長・部会長会の承認を得て、役員総会の議を経なければならない。

(余剰金の扱い)

第35条 決算において余剰金があるときは、積立金に編入するか、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(報告義務)

第36条 予算及び決算は、役員総会后、会報誌等を通じて、第5条第1項第1号を除く正会員等に遅滞なく、報告しなければならない。

(会計年度)

第37条 校友会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 理)

第38条 校友会の経理については、校友会会則に定めるもののほか日本大学経理規程を準用する。

2 諸会議に係る旅費については、原則として都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会が負担する。

(会 費)

第39条 校友会の都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会は、別に定める会費を校友会本部事務局に納付する。

2 会費未納の都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会については、役員総会の議を経て、その公認を停止することができる。

3 正会員、準会員、特別会員、推薦会員及び賛助会員の年会費は別に定める。

## 第10章 準 会 員

(準会員)

第40条 準会員は、日本大学(大学院・通信教育部を含む)又は、日本大学短期大学部に在籍している者とする。

2 準会員は、別に定める年会費を納入した者。

3 準会員の福利厚生等については、別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

第41条 校友会の事務は、会長の命を受けて、校友会本部事務局が処理する。

2 校友会本部事務局の事務は、大学に委託する。

3 校友会本部事務局長は、各会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

第42条 校友会に特別の功労があった個人及び団体（都道府県支部、学部別・職域別部会及び桜門会）並びに準会員（学生）の学業・体育・文化活動に対して表彰することができる。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(役員解任)

第43条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、支部長・部会長会の議を経ることなく執行部会の議により解任することができる。執行部会により解任の議決を受けた役員は、役員総会の承認を得るまでの間、職務執行停止とする。

- ① 法令の規定又はこの会則に著しく違反したとき。
- ② 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- ③ 職務上の義務に著しく違反したとき。
- ④ 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

(除名)

第44条 校友会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員総会の決議により除名することができる。

- ① 日本大学の名誉を傷つけ、又は校友としての品位を害する言動があったとき。
- ② 校友会の秩序を乱したとき。
- ③ 故意又は重大な過失によって、日本大学及び校友会に損害を与えたとき。

## 第13章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第45条 校友会は、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護を会務上の最重要事項の一と位置づけ、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、別に定める規程及びガイドラ



インにより個人情報データを正確かつ安全に取り扱うものとする。

## 第14章 雑 則

(大学への届出)

第46条 校友会の会則を改正したときは、日本大学に届けるものとする。

### 附 則

- 1 この会則は、令和5年7月31日から施行する。
- 2 次の各号に該当する者は、将来にわたって校友会の役員に就任することができない。
  - ① 令和3年9月8日から令和3年12月31日までに日本大学理事又は日本大学監事であった者
  - ② 令和2年1月から令和3年12月31日までに日本大学常務理事であった者
  - ③ 平成31年4月1日から令和3年9月7日までに日本大学理事であった者
  - ④ 株式会社日本大学事業部取締役又は監査役であった者
- 3 令和3年9月8日から令和3年12月31日までに日本大学評議員であった者については、令和8年定期役員総会開催日まで、校友会の会長、副会長及び監事に就任することができない。
- 4 校友会において、令和2年7月4日から令和4年12月19日までの期間に常任会構成員であった者（監事を含む）は、将来にわたって校友会の会長、副会長及び監事に就任することができない。
- 5 第2項及び第3項に該当しない者のうち、校友会において、令和2年7月4日から令和5年3月1日までに会長、副会長又は監事であった者は、令和8年定期役員総会開催日までの期間、会長、副会長及び監事に就任することができない。